

(原処分の執行の停止等の通知)

第六条 法第十一条第五項又は第三十五条第四項の規定による通知は、原処分の執行の停止又は執行の停止の取消の理由を記載した文書をもつて行わなければならない。
(手続の併合又は分離)

第六条の二 審査官又は社会保険審査会（以下「審査会」という。）は、法第十一条の二（法第四十一条において準用する場合を含む。）の規定により、審査請求又は再審査請求の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人又は再審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は当事者にその旨を通知しなければならない。

(審理のための処分の申立て)

第七条 法第十一条第一項の規定による審理のための処分の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2 法第四十条第一項の規定による審理のための処分の申立ては、文書でしなければならない。但し、審理期日においては、口頭でその申立てをすることができる。

3 文書で前二項の申立てをするときは、申立て書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

三 法第十一条第一項第一号又は第四十条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を微すべき審査請求人若しくは当事者又は参考人の氏名又は名称及び住所又は居所

四 法第十一条第一項第二号又は第四十条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ぜべき文書その他の物件の表示及びその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 法第十一条第一項第三号又は第四十条第一項第三号の処分を申し立てる場合においては、鑑定の対象の表示

六 法第十一条第一項第四号又は第四十条第一項第四号の処分を申し立てる場合においては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地、質問すべき事業主、従業員その他の関係人の氏名並びに検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

七 申立ての年月日

八 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

九 口頭で第一項又は第二項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

（通話者等の確認）
4 口頭で第一項又は第二項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

（交付の求め）
5 口頭で第一項又は第二項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。

（第八条の二） 法第十一条の三第一項（法第四十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 交付に係る法第十一条の三第一項に規定する文書（以下「対象文書」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二 対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をい

う。）
三 対象文書又は対象電磁的記録について第八条の六に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

（交付の方法）

第八条の三 法第十一条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したもののが交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したもののが交付

三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

（手数料の額等）
一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する）

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適當でない審査請求又は再審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二 管轄審査官が属する各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）又は審査会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

（手数料の减免）

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条第一項各号に掲げる扶助を受けている場合にあつては当該扶助を受けていることを認めることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

4 前項の書面を、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

（手続の受継）

5 法第十二条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により審査請求又は再

審査請求の手續を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 事件の表示

- 二 受継の理由
三 受継の年月日
四 承継人の氏名及び住所又は居所
- 前項の場合には、死亡による権利の承継の事実を証する書面を提出しなければならない。
- 第九条の二** 法第十二条の二（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により審査請求又は再審査請求を取り下げるときは、取下書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 求又は再審査請求を取り下げるときは、取下書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 事件の表示
 - 二 取下げの年月日
 - 三 審査請求人又は再審査請求人の氏名及び住所又は居所並びに代表者の氏名及び住所又は居所
 - 四 代理人によつて審査請求又は再審査請求を取り下げる場合においては、代理人の氏名及び住所又は居所
 - 五 代理人によつて前項の取下げをする場合においては、取下書に委任状を添付しなければならない。
 - 六 前条第三項の規定は、審査請求又は再審査請求が取り下げられた場合に準用する。
 - 七 （決定書及び裁決書の方式）
- 第十条** 法第十四条第一項の決定書には、同項各号に掲げる事項を記載しない。
- 一 審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 被保険者の資格等、標準報酬等又は保険給付等に関する審査請求についての決定書にあつては、第二条第一項第一号及び第一号の二に掲げる事項
 - 三 被保険者等の死亡に係る保険給付等に関する審査請求についての決定書にあつては、第二条第一項第一号に掲げる事項
 - 四 決定の年月日
 - 五 法第四十三条の裁決書には、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 六 当事者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 七 被保険者の資格等、標準報酬等又は保険給付等に関する再審査請求についての裁決書にあつては、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事項
 - 八 前項第四号に掲げる事項
 - 九 （決定及び裁決の更正）
 - 十 法第十七条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による決定又は裁決の更正の申立ては、文書又は口頭でできることができる。
 - 十一 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一二 事件の表示
 - 一三 申立ての趣旨及び理由
 - 三四 口頭で第一項の申立てをするときは、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。
 - 三 申立ての年月日
 - 四 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

- 第十二条** 前条第一項から第三項までの規定は、法第三十四条第一項の規定による参加の申立て及び法第三十七条但書の規定による審理の非公開の申立てについて準用する。
 参加又は審理の非公開の申立て（調査）
- 第十三条** 法第四十一条第一項に規定する調査の記載事項は、次のとおりとする。
- 一 事件の表示
 - 二 審理の期日及び場所
 - 三 出席した審査長及び審査員の氏名
 - 四 出頭した当事者及び法第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者の氏名
 - 五 審理期日における経過
 - 六 その他重要な事項
- 第十四条** この政令に定めるもののほか、審査請求及び再審査請求に関する手続は、厚生労働省令で定める。
- 附 則** 抄
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
 - 1 附 則（昭和二十八年一〇月二一日政令第三三一號）抄
 この政令は、昭和二十八年十一月一日から施行する。
 附 則（昭和二八年一〇月二一日政令第七〇號）
 この政令は、昭和三四年三月三一日政令第七〇號）
 この政令は、昭和三四年四月一日から施行する。
 - 2 附 則（昭和三五年六月一〇日政令第一六一號）
 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（昭和三五年一〇月二九日政令第二八一號）
 この政令は、昭和三五年十月三十一日から施行する。
 附 則（昭和三七年三月二九日政令第七七號）
 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行する。
 - 3 附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一號）
 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。
 - 4 附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一號）
 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政府の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。
- 附 則**（昭和四一年九月二七日政令第三三四號） 抄

<p>(施行期日) 第一条 この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四二年五月三〇日政令第八一号) この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四二年九月一日政令第二七六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五九年九月七日政令第二六八号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六一年三月二八日政令第五三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年一〇月五日政令第三〇五号) この政令は、平成三年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年三月二九日政令第一〇六号) 抄 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年六月七日政令第三〇九号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月三日政令第三八三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年九月一二日政令第二八三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年一二月二四日政令第二九六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年一二月二八日政令第三二〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年四月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年四月二八日政令第一三三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年三月二四日政令第七三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。</p> <p>(社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第五条 平成二十五年改正法附則第二百二十二条第一項及び第三項の審査請求及び再審査請求に関する第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（以下「改正後審査会令」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「石炭鉱業年金基金法」</p>

<p>(施行期日) 第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p> <p>第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二八年三月三一日政令第一七九号) この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年九月三〇日政令第二九九号) この政令は、令和二年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一二月二三日政令第三六七号) この政令は、令和三年一月一日から施行する。</p>
--